収納家具の製造の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募の結果について

令和８年３月２４日
経済産業省　ＧＸグループ
資源循環経済課

収納家具の製造の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募を実施しました。お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方を、下記のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。

御意見をお寄せいただき厚く御礼申し上げます。

なお、意見募集を実施した際の省令（案）からの修正は別紙のとおりです。

１．実施期間等

（１）意見募集期間：令和８年２月６日（金）～令和８年３月８日（日）

（２）実施方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送又は電子メールにより御意見を募集。

２．提出意見の総数等

提出意見数：１件

No	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	各改正対象のそれぞれの新設される第十三条中「第十条から第十二条までに規定する」とあるのは「前三条に規定する」とするのが適切ではないか。	御意見を踏まえ、修正いたします。

３．本件に関するお問い合わせ先

経済産業省　ＧＸグループ　資源循環経済課

ＴＥＬ：０３－３５０１－４９７８

【別紙】意見募集を実施した際の省令（案）からの修正

下記の各省令について、意見募集を実施した際の各省令（案）からの修正箇所は、下記のとおりです。

・収納家具の製造の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

・棚の製造の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

・事務用机の製造の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

・回転いすの製造の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

No	該当省令	修正箇所	修正内容	備考
1	各共通	制定文	「使用済物品等の発生の抑制に関する」とすべきところ、「使用済物品等の抑制に関する」となっていたため修正。	技術的修正
2	各共通	表中題名改正部分	「使用済物品等の発生の抑制に関する」とすべきところ、「使用済物品等の抑制に関する」となっていたため修正。	技術的修正
3	各共通	改正前欄第４条	「事業者は、」とすべきところ、「製造事業者は、」となっていため修正。	技術的修正
4	各共通	改正後欄第 13 条	「前三条に規定する取組」とすべきところ、「第十条から前条までに規定する取組」となっていたため修正。	技術的修正
5	各共通	改正後欄第 19 条	「修理に係る安全性を確保するものとする。」とすべきところ、「修理に係る安全性の確保するものとする。」となっていたため修正。	技術的修正
6	各共通	改正後欄第 24 条	「第五条中「前各条」とあるのは「第十六条から第十九条まで及び・・・」と読み替えるものとする。」とすべきところ、「第五条中「第十六条、第十七条、第十九条及び・・・」と読み替えるものとする。」となっていたため修正。	技術的修正